

岡山市U I Jターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱

平成31年3月26日

局長 決 裁

令和3年1月4日

局長 決 裁

令和3年3月31日

局長 決 裁

令和4年3月31日

局長 決 裁

(趣旨)

第1条 就職・転職活動に伴う企業等の面接に要する交通費の一部を補助することで、岡山県外から本市への移住を促進し、地域の活性化を図るため、予算の範囲内において岡山市U I Jターン希望者の就職・転職活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) U I Jターン希望者 U I Jターンにより岡山県外の居住地から本市への移住を希望する社会人及び学生をいう。

(2) 市内の企業等 本市に本社、支社、事務所等が所在する企業等をいう。

(3) 企業等の面接 U I Jターンにより市内の企業等へ正社員、契約社員又は嘱託社員として就職又は転職するための手続の一環をなす市内における面接をいう。

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山県外から本市にU I Jターンを希望し、企業等の面接を受ける事業とする。

2 企業等の面接のうち、国、県、市町村を受験する場合は原則対象外とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれをも満たす者とする。

- (1) 本市へのU I Jターン希望であること。
- (2) 岡山県外在住であること。
- (3) 市内の企業等に就職活動又は転職活動を行う者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 本市税を完納していない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者
(補助金の交付の制限)

第5条 この補助金の交付は、補助事業者に対して年度毎に2回を上限とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が企業等の面接のために支出した現居住地から面接会場までの往復にかかる経済的かつ合理的な次の各号に掲げる経費の全部又は一部とする。ただし、国、県、本市以外の市町村又は企業等から同様の補助金の交付を受けている又は今後受ける予定であるときは、当該事業の補助対象経費から当該金額を差し引いた額とする。

- (1) 鉄道利用に要する交通費（鉄道の乗車駅から下車駅までの往復の運賃及び特急・急行料金（特別車両料金は対象外）をいう。以下同じ。）
- (2) 飛行機利用に要する交通費（飛行機の搭乗空港から降機空港までの往復の運賃をいう。岡山空港から岡山駅までの往復のリムジンバスの費用を含む。以下同じ。）
- (3) 高速乗合バス利用に要する交通費（高速乗合バス（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運航であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するものをいう。）の乗車バス停留所から下車バス停留所までの往復の運賃をいう。以下同じ。）

(補助金額)

第7条 補助金額は、補助対象経費の半額とする。ただし、16,000円を上限とし、2,000円を下限とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項の申請は、岡山市UIJターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長の定める期日は、面接日までで、かつ面接日の属する年度の3月15日までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者が記載された現居住地を確認できる書類(免許証、健康保険証、住民票等のコピーとし、住民票と現居住地が異なる場合は公共料金の領収書、又は現居住地の賃貸物件の契約書等のコピー)

(2) 面接通知書、面接日を知らせるメール、その他面接を受ける企業等の名称、面接日及び面接会場がわかるもの

(3) 同意書及び誓約書(様式第2号)

4 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第7条第2項の規定に基づき補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号の定める事項のほか、前条の規定により申請した内容のうち面接を受ける企業等の変更を認めない条件を付する。

(交付決定)

第10条 規則第8条の規定による通知は、岡山市UIJターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(補助金の交付申請の変更又は中止)

第11条 補助事業者は、規則第12条の規定による変更又は中止の申請を行うときは、岡山市UIJターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付変更申請書(様式第4号)に、第8条第3項各号に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し、市長に提出しなければならない。

ただし、市長が認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

2 市長は、前項の申請により決定の内容を変更したときは、申請者に対し、岡山市U I Jターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付変更決定通知書（様式第5号）で通知するものとする。

（状況報告、着手及び完了届の免除）

第12条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

（実績報告）

第13条 規則第16条第1項の規定による報告は、補助事業終了日から起算して20日以内に、岡山市U I Jターン希望者の就職・転職活動支援補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（1）鉄道利用に要する交通費、飛行機利用に要する交通費及び高速乗合バス利用に要する交通費の領収書

（2）岡山市U I Jターン希望者の就職・転職活動支援補助金利用に係るアンケート（様式第7号）

（補助金額の確定）

第14条 規則第17条の規定による通知は、岡山市U I Jターン希望者の就職・転職活動支援補助金確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（交付の請求）

第15条 規則第19条第2項の規定による補助金の交付の請求は、岡山市U I Jターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付請求書（様式第9号）に、岡山市U I Jターン希望者の就職・転職活動支援補助金確定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、規則第20条第1項各号の定める事項のほか、補助事業者が偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還及び加算金)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第21条の規定に基づき補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとし、補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、規則第22条の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市民協働局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号別紙（第8条関係）

補助対象経費（交通費）内訳表

	利用区間	金額	利用交通機関名
1	～	片・往 円	
2	～	片・往 円	
3	～	片・往 円	
4	～	片・往 円	
5	～	片・往 円	
6	～	片・往 円	
7	～	片・往 円	
8	～	片・往 円	
9	～	片・往 円	
10	～	片・往 円	
11	～	片・往 円	
12	～	片・往 円	
合計金額		円	

※記入するのは鉄道、飛行機及び高速乗合バスでご利用の区間のみお願いします。

年 月 日

同意書及び誓約書

岡山市長 様

申請人

住所

〒

氏名

生年月日 年 月 日

以下の事項について、同意及び誓約します。

1. 同意事項

- (1) 私の岡山市税納付状況を岡山市長が閲覧・確認することに同意します。
- (2) 岡山市への移住状況を確認するために、岡山市長が必要な範囲において住民基本台帳の記載事項を確認することに同意します。
- (3) 私は、岡山市長が岡山県警察本部に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号への該当の有無について照会することに同意します。

2. 誓約事項

- (1) 私が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）ではないこと（以下「暴力団員」という。）、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約します。

様式第3号（第10条関係）

岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付決定通知書

岡山市指令 第 号
年 月 日

申請人
住所
氏名 様

岡山市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市U I J ターン希望者の 就職・転職活動支援補助金
補助対象経費			円
補助金額			円
交付条件		1 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の時期内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。 4 面接を受ける企業等の変更を認めない。 5 申請人は、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。	

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

様式第4号（第11条関係）

岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付変更申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人
住所
氏名

年 月 日付け岡山市指令 第 号で交付決定のあった補助金の交付について、下記のとおり変更したいので、岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市U I J ターン希望者の 就職・転職活動支援補助金
変更の内容			
変更又は中止の理由			
変更前	補助対象経費		円
	補助金の額		円
変更後	補助対象経費		円
	補助金の額		円
添付書類		1 市長が必要とするもの（ ）	

様式第5号（第11条関係）

岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付変更決定通知書

岡山市指令 第 号
年 月 日

申請人
住所
氏名 様

岡山市長

年 月 日付けで変更申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市U I J ターン希望者の 就職・転職活動支援補助金
補助対象経費			円
補助金の額			円
交付条件		1 補助事業等の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。 4 申請人は、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。	

様式第6号（第13条関係）

岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

申請人

住所

氏名

岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市U I J ターン希望者の 就職・転職活動支援補助金
面接会場	所在地		
	名 称		
面接日	年 月 日		
企業等証明欄	以下の項目について証明します。 1 上記の面接会場、面接日にて当社の採用面接を受けたこと。 2 正社員、契約社員又は嘱託社員として採用するための面接であること。 3 面接のための交通費としての支給は_____円であること。		
	年 月 日 企業等名称 印 所 在 地 担 当 者 名		
合否の結果が出る予定の日	年 月 日		
添付書類	1 鉄道、飛行機及び高速乗合バス利用に要する交通費の領収書（往復料金が分かるもの） 2 岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金利用に係るアンケート（様式第7号）		
※報告事項審査結果（担当課）			

注 ※印の欄は記入しないこと

⑥ 岡山市を移住希望先として検討されている理由を教えてください。(番号に○、複数回答可)

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. 都市の規模が程よい | 2. 都市生活と自然がマッチしている |
| 3. 生活が便利である | 4. 自然災害が少ない |
| 5. 気候が温暖 | 6. 自然が豊か |
| 7. 食べ物や水が美味しい | 8. 物価(地価)が安い |
| 9. 公共交通機関が充実している | 10. 交通の結節点である |
| 11. 仕事が探しやすい | 12. やりたい仕事がある |
| 13. 起業の支援が整っている | 14. 就農の支援が整っている |
| 15. 通信インフラが整っている | 16. 医療体制が整っている |
| 17. 教育機関が整っている | 18. 自然豊かな環境で子育てができる |
| 19. 親の介護 | 20. 出身地である |
| 21. 親族宅から近い | 22. 知人のすすめ・クチコミ |
| 23. 移住支援体制が整っている | 24. 観光に行って印象が良かった |
| 25. その他 () | |

⑦ 移住をするにあたって、必要と思う支援を教えてください。

(番号に○、3つまで)

- | | | |
|------------|-------------|---------------|
| 1. 仕事探し | 2. 住まい探し | 3. 子どもの就園・就学等 |
| 4. 移住に伴う費用 | 5. 移住先の情報提供 | 6. 移住後の地域交流 |
| 7. その他 () | | |

⑧ 「仕事探し」について、必要と思う支援を教えてください。

(番号に○印、3つまで)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 求人情報の提供 | 2. 民間職業紹介業者の紹介 |
| 3. 職業斡旋(正社員) | 4. 職業斡旋(パート・アルバイト) |
| 5. 本市の移住支援金制度に関する情報の提供 | |
| 6. 就職面接会の開催 | 7. 職業訓練 |
| 8. 起業の支援・補助等 | 9. 就農の支援・補助等 |
| 10. その他 () | |

⑨ 「住まい探し」について、必要と思う支援を教えてください。

(番号に○印、3つまで)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 短期滞在住宅の提供(1ヵ月未満) | 2. 中期滞在住宅の提供(1ヵ月以上) |
| 3. 物件の紹介(賃貸) | 4. 物件の紹介(購入) |
| 5. 空き家情報の提供 | |
| 6. その他 () | |

⑩ その他、必要と思う支援やご意見があればお聞かせください。

()

様式第8号（第14条関係）

岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金確定通知書

第 年 月 日 号

申請人
住所
氏名 様

岡山市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金等の額を確定したので、岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の 名称	岡山市U I J ターン希望者の 就職・転職活動支援補助金
補助金等の交付決定通知額		円	
補助事業等の対象経費		円	
補助額		補助対象経費の1/2。ただし、16,000円 と比べ少ない方（1,000円未満切り捨て）	
補助金等の交付確定額		円	
(交付決定通知合計額) － (交付確定合計額)		円	

様式第9号（第15条関係）

岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付請求書

年 月 日

岡山市長 様

申請人
住所
氏名

岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市U I J ターン希望者の 就職・転職活動支援補助金
補助金等の交付決定通知額			円
補助金等の交付確定合計額			円
今回交付請求額			円
未交付額			円
添付書類		岡山市U I J ターン希望者の就職・転職活動支援補助金 確定通知書（様式第8号）の写し	